⑶ Nature and quantity of the services to be required : Making, sorting and pre-mailing business for coverage notice of the Health Insurance and the Employee's Pension Insurance
① 1set
② 1set
③ 1set
④ 1set
⑷ Performance period : From date of contract through 14 February, 2022
⑸ Delivery place : Places designated by Japan Pension Service
⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
① It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.
② It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.
③ Have the Grade A in "Service", "Manufacturing", in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2016, 2017, 2018
④ Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥ Prove to have no false statement in tendering documents
⑦ Prove to neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧ Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions
⑺ Time-limit for Tender : 11 : 00 AM, 19 November, 2018
⑻ Contact point for the notice : Ryousuke Ichikawa, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成 30 年 9 月 21 日
支出負担行為担当官
防衛大学校総務部長　本橋　克広
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14
1　掲載日
平成30年８月31日（号外政府調達第165号）
2　訂正内容
５ページ４段目、１⑵「１式」を「1,007,500立方メートル」に、１⑷「平成31年１月１日から平成32年３月31日」を「平成31年１月１日から平成31年12月31日」に、６ページ２段目、５⑶「1,409,800 cubic meters」を「1,007,500 cubic meters」に、５⑷「From 1 January, 2019 through 31 May, 2020」を「From 1 January, 2019 through 31 December, 2019」にそれぞれ訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 30 年 9 月 21 日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　石原　康弘
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　工事概要
⑴ 品目分類番号　41
⑵ 工事名　横浜湘南道路小雀鋼製橋脚設置工事（電子入札対象案件）（電子契約試行対象案件）
⑶ 工事場所　神奈川県横浜市戸塚区小雀町地先
⑷ 工事内容　橋梁下部工　１式、工場製作工　806.6ｔ（Ｐ２―177.6ｔ、Ｐ３―186.8ｔ、Ｐ４―200.6ｔ、Ｐ５―217.9ｔ、アンカーフレーム（Ｐ２～Ｐ５）23.7ｔ）、橋脚架設工　４基（Ｐ２―12.0m、Ｐ３―12.4m、Ｐ４―13.3m、Ｐ５―13.4m）、根巻きコンクリート工　１式、現場継手工　１式、現場塗装工　１式、仮設工　１式
⑸ 工期　契約締結の翌日から平成32年３月30日まで。
⑹ 使用する主要な資機材　鋼材　約807ｔ
⑺ 本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻ 本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
詳細は、入札説明書による。
⑼ 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽ 本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。閲覧方法等の詳細は入札説明書による。
⑾ 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
詳細は入札説明書による。
⑿ 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示試行工事」である。
⒀ 本工事は、平成31年１月31日までの契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
2　競争参加資格
⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵ 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷ 平成15年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
㋐ 道路橋（ＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑ 鈑桁橋を除く鋼橋、鋼製橋脚又は鋼製主塔であること。ただし、鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。
ただし、上記㋐、㋑は、同一工事であること。
また、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとする。